

リーダーズ式☆

出題予想テーマ的中プロジェクト

第5回

リーダーズ総合研究所

山田 齊明 先生

竹内 千佳 先生

村瀬 仁彦 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

1

民法択一式・記述式レバレッジ予想講義
第5回

1 設問

AはBに金銭を貸し付け、この貸金債権を担保するためにB所有の土地の上に建っているB所有の建物に抵当権の設定を受けて、その登記を備えた。抵当権設定登記後に、Bが同建物をCに賃貸した。ところが、Bの返済が滞り始めたため、Aは、BがCから得る賃料から回収したいと考えている。これに対して、Bは、Aに対して、「抵当権の効力は、賃料には及ばないはずだ」と主張した。この場合において、AはBに対して、どのような反論ができるか。「AはBに対して、抵当権は、その担保する債権について」に続けて、民法の規定に基づき、40字程度で記述しなさい。なお、「AはBに対して、抵当権は、その担保する債権について」は、記述すべき字数には含まないものとする。

【図解化】 ※事実関係の正確な把握のため、必ず、図にすること。

【テーマ】 ※問題文から、テーマを見つけ出すこと。

リーダーズ式☆出題予想テーマの中プロジェクト

【キーワード】 ※問題文から、テーマとなりうるキーワードを書きだすこと。

【文章構成】 ※キーワードを元に、文章構成すること。

AはBに対して、抵当権は、その担保する債権について

2 解説

1 テーマ

- ・ 抵当権の効力の及ぶ範囲

2 前提知識

(1) 意義

抵当権は、抵当不動産に付加して一体となっている物(付加一体物)に、その効力が及ぶ(370条本文)。

(2) 抵当権の効力の及ぶ範囲

① 付合物

付合物とは、土地に植えられた木などをいい(242条)、付加一体物に含まれる。

② 従物

従物とは、主物たる不動産の常用に供するために付属された独立の物をいう。従物は、主物の処分に従う(87条2項)。判例は、従物が付加一体物に含まれるかにつき、従物は付加一体物には当たらないが、抵当権設定時に存在していた従物は、87条2項の処分として抵当権の効力が及ぶとする(大連判大8.3.15)。この判例の考え方によれば、抵当権設定後の従物には抵当権の効力は及ばないこととなる。

(3) 従たる権利

建物に抵当権が設定された場合、建物所有権の従たる権利である土地借地権にも抵当権の効力は及ぶ(最判昭40.5.4)。

(4) 果実

債務の不履行があった場合には、その後に生じた抵当不動産の果実にも抵当権の効力は及ぶ(371条)。

(5) 分離物

抵当不動産の付加一体物が抵当権実行前に当該不動産から分離され搬出された場合、これが、①通常の使用収益の範囲内であれば、抵当権の効力は及ばないが、②これを超えた場合には、抵当権の効力が及ぶ。この場合、抵当権者は搬出の禁止を求めたり、搬出物の返還請求ができる。

3 本問の解説

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ(民法371条)。この果実には、抵当不動産の賃料などの法定果実も含まれる点に注意を要する。したがって、この点をAは反論として主張すればよいことになる。

なお、被担保債権の不履行後に、抵当権者が実際に果実に対して優先弁済権を行使するには、担保不動産収益執行の実行の申立て(民執181条)、又は物上代位の手続(差押え)をする必要がある。

3 択一式対策

1 確認事項

AはBに金銭を貸し付け、この貸金債権を担保するためにB所有の土地の上に建っているB所有の建物に抵当権の設定を受けて、その登記を備えた。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

(1) Aの抵当権が実行された場合、抵当権設定時に建物内に置いていたB所有の家電製品のテレビには抵当権の効力は及ばない。

(解)○。抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産に付加して一体となっている物に及ぶ(370条)。本問において、抵当権設定時に建物内に置いていたB所有の家電製品(テレビ)は、不可一体物には当たらず、抵当権の効力は及ばない。

(2) 抵当権設定時にB所有の土地の登記名義はCであった場合でも、抵当権実行により買受人Dのために法定地上権が成立する。

(解)○。法定地上権が成立するためには、抵当権設定当時、土地と建物が同一所有者であることが必要である(388条)。もともと、抵当権設定当時、土地と建物が同一の所有者であれば、登記名義が別人であっても法定地上権は成立する(最判昭48.9.18)。

(3) 抵当権設定登記後にBが同抵当建物をEに賃貸した場合、BのAに対する債務不履行後に生じた賃料について抵当権の効力が及ぶので、抵当権の実行としてAはこの賃料から優先的に弁済を受けることができる。

(解)○。抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ(371条)。したがって、Aは、抵当権の実行として、この賃料から優先的に弁済を受けることができる。

- (4) 抵当権設定登記後にBが同抵当建物をFに賃貸した場合、対抗要件を備えた短期の賃貸借であっても、賃借人Fは抵当権実行による買受人Gに対抗できない。

(解)○。不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない(177条)。抵当権設定登記後に抵当建物について賃借権が設定された場合、その賃借権人は、抵当権者に賃借権を対抗することはできない。

- (5) 抵当権設定登記後にBが同抵当建物をHに賃貸してHがその旨の登記を備えた場合、抵当権実行による買受人Iからの明渡請求に対して、賃借人Hは、明渡しまでの使用の対価を支払うことなく、6ヶ月の明渡猶予期間を与えられる。

(解)×。抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であって、競売手続の開始前から使用又は収益をする者などは、その建物の競売における買受人の買受けの時から6箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない(395条)。もっとも、買受人が賃料の支払いを催告したにもかかわらず、賃借人が相当期間内に賃料の支払いを怠った場合には、明渡猶予期間の適用はない(同条2項)。

2 関連論点

(1) 付加物の分離・搬出

判例は、抵当権が実行され抵当山林が差し押さえられた後に樹木が伐採・搬出された場合、樹木の伐採・搬出について抵当権の効力としてその差止を請求できるとしている(大判昭7.4.20)。

(2) 抵当不動産の占有者に対する明渡請求(判例)

① 不法占有者に対する明渡請求(最大判平11.11.24)

抵当権は、競売手続において実現される抵当不動産の交換価値から他の債権者に優先して被担保債権の弁済を受けることを内容とする物権であり、不動産の占有を抵当権者に移すことなく設定され、抵当権者は、原則として、抵当不動産の所有者が行う抵当不動産の使用又は収益について干渉することはできない。しかしながら、第三者が抵当不動産を不法占有することにより、競売手続の進行が害され適正な価額よりも売却価額が下落するおそれがあるなど、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、これを抵当権に対する侵害と評価することを妨げるものではない。そして、抵当不動産の所有者は、抵当権に対する侵害が生じないよう抵当不動産を適切に維持管理することが予定されているものといえることができる。したがって、右状態があるときは、抵当権の効力として、抵当権者は、抵当不動産の所有者に対し、その有する権利を適切に行使するなどして右状態を是正し抵当不動産を適切に維持又は保存するよう求める請求権を有するというべきである。そうすると、抵当権者は、右請求権を保全する必要があるときは、民法423条の法意に従い、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代位行使することができるものと解するのが相当である。

なお、第三者が抵当不動産を不法占有することにより抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権に基づく妨害排除請求として、抵当権者が右状態の排除を求めることも許されるものというべきである。

② 占有権限を有する占有者に対する明渡請求(最判平17.3.10)

抵当権設定登記後に抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者についても、その占有権原の設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができるものというべきである。抵当権に基づく妨害排除請求権の行使に当たり、抵当不動産の所有者において抵当権に対する侵害が生じないように抵当不動産を適切に維持管理することが期待できない場合には、抵当権者は、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができるものというべきである。

抵当権者は、抵当不動産に対する第三者の占有により賃料額相当の損害を被るものではないというべきである。なぜなら、抵当権者は、抵当不動産を自ら使用することはできず、民事執行法上の手続等によらずにその使用による利益を取得することもできないし、また、抵当権者が抵当権に基づく妨害排除請求により取得する占有は、抵当不動産の所有者に代わり抵当不動産を維持管理することを目的とするものであって、抵当不動産の使用及びその使用による利益の取得を目的とするものではないからである。

3 解答例

AはBに対して、抵当権は、その担保する債権について

不	履	行	が	あ	っ	た	と	き	に	は	,	そ	の	後
に	生	じ	た	抵	当	不	動	産	の	賃	料	に	及	ぶ
と	の	反	論	が	で	き	る	。						

2

行政法☆重要判例予想講義

—第5回：行政救済法⑤「国家賠償法1条・2条」—

1

規制権限不行使訴訟—宅建業法監督処分権限—(最判平成元年11月24日)

(事案)

宅建業を営むAから不動産を売買したXが土地の所有権を取得できなかったことに対し、京都府に対し宅建業における監督権限不行使の違法を主張して国家賠償請求を求めた。

(判旨)

法がかかる免許制度を設けた趣旨は、直接的には、宅地建物取引の安全を害するおそれのある宅建業者の関与を未然に排除することにより取引の公正を確保し、宅地建物の円滑な流通を図るところにあり、監督処分権限も、この免許制度及び法が定める各種規制の実効を確保する趣旨に出たものにほかならない。もともと、法は、その目的の一つとして購入者等の利益の保護を掲げ(1条)、宅建業者が業務に関し取引関係者に損害を与え又は与えるおそれが大であるときに必要な指示をする権限を知事等に付与し(65条1項1号)、営業保証金の供託を義務づける(25条、26条)など、取引関係者の利益の保護を顧慮した規定を置いており、免許制度も、究極的には取引関係者の利益の保護に資するものではあるが、前記のような趣旨のものであることを超え、免許を付与した宅建業者の人格・資質等を一般的に保証し、ひいては当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接的な目的とするものとはにわかに解し難く、かかる損害の救済は一般の不法行為規範等に委ねられているというべきであるから、知事等による免許の付与ないし更新それ自体は、法所定の免許基準に適合しない場合であっても、当該業者との個々の取引関係者に対する関係において直ちに国家賠償法1条1項にいう違法な行為に当たるものではないというべきである。

また、業務の停止ないし免許の取消は、当該宅建業者に対する不利益処分であり、その営業継続を不能にする事態を招き、既存の取引関係者の利害にも影響するところが大きく、そのゆえに前記のような聴聞、公告の手續が定められているところ、業務の停止に関する知事等の権限がその裁量により行使されるべきことは法65条2項の規定上明らかであり、免許の取消については法66条各号の一に該当する場合に知事等がこれをしなければならないと規定しているが、業務の停止事由に該当し情状が特に重いときを免許の取消事由と定めている同条9号にあっては、その

要件の認定に裁量の余地があるのであって、これらの処分を選択、その権限行使の時期等は、知事等の専門的判断に基づく合理的裁量に委ねられているというべきである。したがって、当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が損害を被った場合であっても、具体的事情の下において、知事等に監督処分権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が著しく不合理と認められるときでない限り、右権限の不行使は、当該取引関係者に対する関係で国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないといわなければならない。

2

規制権限不行使訴訟—アスベスト損害賠償請求事件—(最判平成26年10月9日)

(事案)

大阪府泉南地域に存在した石綿(アスベスト)製品の製造、加工等を行う工場又は作業場において、石綿製品の製造作業等又は運搬作業に従事したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する元従業員らが、国に対し、石綿関連疾患の発生又はその増悪を防止するために労働基準法及び労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた。

(判旨)

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、旧労基法及び労働安全衛生法に基づく労働大臣の規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである。

昭和33年当時、(1)石綿肺に関する医学的知見が確立し、国も石綿の粉じんによる被害の深刻さを認識していたこと、(2)上記の工場等における石綿の粉じん防止策として最も有効な局所排気装置の設置を義務付けるために必要な技術的知見が存在していたこと、(3)従前からの行政指導によっても局所排気装置の設置が進んでいなかったことなど、本件における以上の事情を総合すると、労働大臣は、昭和33年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、旧特化則が制定された昭和46年4月28日まで、労働大臣が旧労基法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったことは、旧労基法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法であるというべきである。

3 大阪空港事件(最大判昭和56年12月16日)

(事案)

大阪空港の近隣に住む住民らが、騒音振動による被害を主張し、国家賠償請求をした。

(判旨)

国家賠償法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が有すべき安全性を欠いている状態をいうのであるが、そこにいう安全性の欠如、すなわち、他人に危害を及ぼす危険性のある状態とは、ひとり当該営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって一般的に右のような危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含み、また、その危害は、営造物の利用者に対してのみならず、利用者以外の第三者に対するそれをも含むものと解すべきである。すなわち、当該営造物の利用の態様及び程度が一定の限度にとどまる限りにおいてはその施設に危害を生ぜしめる危険性がなくても、これを超える利用によって危害を生ぜしめる危険性がある状況にある場合には、そのような利用に供される限りにおいて右営造物の設置、管理には瑕疵があるというを妨げず、したがって、右営造物の設置・管理者において、かかる危険性があるにもかかわらず、これにつき特段の措置を講ずることなく、また、適切な制限を加えないままこれを利用に供し、その結果利用者又は第三者に対して現実に危害を生ぜしめたときは、それが右設置・管理者の予測しえない事由によるものでない限り、国家賠償法2条1項の規定による責任を免れることができないと解されるのである。

本件についてこれを見るのに、本件において被上告人らが主張し、かつ、原審が認定した本件空港の設置、管理の瑕疵は、右空港の施設自体がもつ物理的・外形的欠陥ではなく、また、それが空港利用者に対して危害を生ぜしめているというのでもなくて、本件空港に多数のジェット機を含む航空機が離着陸するに際して発生する騒音等が被上告人ら周辺住民に被害を生ぜしめているという点にあるのであるが、利用者以外の第三者に対する危害もまた右瑕疵のうちに含まれること、営造物がその供用目的に沿って利用されている状況のもとにおいてこれから危害が生ずるような場合もこれに含まれることは前示のとおりであるから、本件空港に離着陸する航空機の騒音等による周辺住民の被害の発生を右空港の設置、管理の瑕疵の概念に含ましめたこと自体に所論の違法があるものということとはできない。…国家賠償法2条1項の規定の解釈に関しさきに判示したところに照らし、右事実関係のもとにおいて本件空港の設置、管理に瑕疵があるものと認めた原審の判断は正当というべきである。

3

ココが危ない！2016年一般知識予想講義 —第5回：情報—

1 行政機関個人情報保護法

1 目的

第1条

この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

《過去問チェック》

- 行政機関個人情報保護法は、個人情報を取り扱う国の行政機関の遵守義務を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(H20-53、○)

2 定義

(1) 行政機関

第2条

1 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- ③ 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- ④ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

- ⑤ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑥ 会計検査院

【ポイント】

対象となる行政機関は、国のすべての行政機関(会計検査院を含む。)である。

《過去問チェック》

- 行政機関個人情報保護法の一部の規定は、国の行政機関のみならず、地方公共団体の行政機関に対しても適用される。(H24-57、× 地方公共団体は含まれない。)
- 行政機関個人情報保護法における「行政機関」とは、個人情報データベース等を行政運営に用いる国の行政機関であって、独立行政法人等を除いたものをいう。(H20-53、× このような規定はない。)
- 行政機関個人情報保護法は、行政機関ではない会計検査院には適用されない。(H27-56、× 適用される。)

(2) 個人情報

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

【ポイント】

① 生存する

死者に関する情報は除かれるが、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。また、「生存する個人」には日本国民に限られず、外国人も含まれる。

② 個人に関する情報

法人その他の団体は、「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は含まれない。

③ 他の情報と照合することができるもの

ある情報を他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が認識されるかを判断することをモザイクアプローチという。

行政機関個人情報保護法においては、「他の情報と照合すること」によりとされており、個人情報保護法とは異なり、「容易に」照合できることは要件とされていない。このように、モザイクア

リーダーズ式☆出題予想テーマ的中プロジェクト

プローチにおいて、「容易に」を要件としていないのは、個人情報保護の範囲を広げることにより、行政機関・独立行政法人等に、広範な個人情報保護の義務等を課すためである。

《過去問チェック》

- 行政機関個人情報保護法は、個人情報である限り、日本国民に関する情報のみならず外国人に関する情報も保護の対象としている。(H18-57、○)
- 行政機関個人情報保護法では、死者に関する情報も「個人情報」として保護されており、遺族が死者に代わってその開示訂正等を求めることができる。(H22-54、× 死者に関する情報は含まない。)

(3) 保有個人情報

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

【ポイント】

組織として供用されている個人情報であれば、記録媒体の種類を問わず、保有個人情報に含まれる。ただし、行政機関情報公開法2条2項の「行政文書」に記録されたものに限られる。

(4) 個人情報ファイル

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

【ポイント】

①は、電子計算機処理情報であるが、②は、マニュアル情報である。

3 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示

ア 開示請求権

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自

己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる(行政機関個人情報保護法12条1項)。この開示は、開示請求書を、行政機関の長に提出してしなければならない(行政機関個人情報保護法13条1項)。

イ 内容

(ア) 原則-開示義務

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(14条1項各号参照)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない(行政機関個人情報保護法14条1項)。

(イ) 例外-不開示情報

【図表 不開示情報】

原則	例外
<p>① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>② 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報につき</p> <p>① 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>③ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

ウ 部分開示

行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない(行政機関個人情報保護法15条1項)。

エ 裁量的開示

行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる(行政機関個人情報保護法16条)。

オ 保有個人情報の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる(行政機関個人情報保護法17条)。

カ 手数料

開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない(行政機関個人情報保護法26条1項)。また、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない(行政機関個人情報保護法26条2項)。

《過去問チェック》

- 保有個人情報の開示請求は、行政機関の長に対し、開示請求者の氏名および住所等の所定事項を記載した開示請求書を提出して行わなければならない。(H20-53、○)
- 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合には、開示請求者に対し、原則として当該保有個人情報を開示してはならない。(H20-53、○)
- 行政機関個人情報保護法によれば本人の個人情報はすべて本人に開示されるが、本人以外の個人情報等一定の不開示情報は原則として開示されない。(H18-57、× 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は、不開示とすることができる。)
- 個人は成人にならなくとも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することはできる。(H27-56、○)
- 開示請求をする者は、開示にかかる手数料を実費の範囲内で納めなければならない。(H27-56、○)

(2) 訂正

ア 訂正請求権

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない(行

政機関個人情報保護法27条1項)。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- ② 第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

訂正請求権の対象となる保有個人情報は、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」である。すなわち、開示請求前置主義がとられており、まず、本条に基づく開示請求を行い、開示決定により開示を受ける範囲が明確になったものに訂正請求の対象を限定する趣旨である。

なお、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない(行政機関個人情報保護法27条3項)。

イ 訂正義務

行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない(行政機関個人情報保護法29条)。

《過去問チェック》

- 行政機関個人情報保護法に基づく訂正は、保有個人情報の内容が事実でない場合のみならず、評価・判断の内容が不当な場合にも行われる。(H18-57、× 訂正は内容が事実でない場合に行われる。)
- 行政機関個人情報保護法の下では、何人も自分の情報の開示を請求することができるが、訂正を求めることはできない。(H25-55、× 訂正を求めることができる。)
- 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求は、その前に開示請求を行わなければならないが、個人情報保護法に基づく訂正の求めの場合には、開示の求めを前置することは要件ではない。(H20-54、○)

(3) 利用停止

ア 利用停止請求権

何人も、自己を本人とする保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、

消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない(行政機関個人情報保護法36条1項)。

- ① 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- ② 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

利用停止請求の場合も、訂正請求の場合と同様に、開示請求前置主義がとられている。

なお、利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない(行政機関個人情報保護法36条3項)。

イ 利用停止義務

(ア) 原則

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない(行政機関個人情報保護法38条本文)。

(イ) 例外

当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない(行政機関個人情報保護法38条ただし書)。

4 不服申立て等

(1) 不開示決定等に対する救済制度

開示請求に対する不開示決定に対して、請求者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。この場合、原則として、不服申立てを審査する行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けた上で、不服申立てに対する決定をすることになる。

また、開示請求に対する不開示決定に対して、請求者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをせずに、不開示決定の取消訴訟を提起することもできる(自由選択主義)。

(2) 情報公開・個人情報保護審査会

ア 意義

情報公開・個人情報保護審査会とは、行政機関個人情報保護法の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に置かれた審査会をいう(情報公開・個人情報保護審査会設置法2条)。

イ 調査権限

① インカメラ審理

審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない(情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項・2項)。

② ヴォーンインデックス

審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料(ヴォーンインデックス)を作成し、審査会に提出するよう求めることができる(情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項)。

《過去問チェック》

- 本人の開示請求に対して処分庁が不開示の決定を行い、この不開示決定に対して行政不服申立てがなされた場合には、行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしなければならず、また、裁決または決定に際しては、諮問に対する審査会の答申に法的に拘束される。(H22-54、× 法的に拘束されない。)
- 開示決定等についての不服申立て案件に関して、行政機関個人情報保護法は情報公開・個人情報保護審査会への、個人情報保護法は認定個人情報保護団体への諮問を予定している。(H20-54、× 予定していない。)

5 罰則

行政機関個人情報保護法では、次の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則が定められている。

- ① 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルを提供する行為(53条)
- ② 不正な利益を図る目的で、業務に関して知り得た保有個人情報を提供する行為(54条)

- ③ 職権を濫用して、専ら職務外の目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為(55条)

【図表 個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の比較】

	個人情報保護法	行政機関個人情報保護法
「個人情報」	モザイクアプローチ 容易性あり	モザイクアプローチ 容易性なし
請求対象	保有個人データ	保有個人情報
請求内容	① 開示 ② 訂正等 ③ 利用停止等	① 開示請求 ② 訂正請求 ③ 利用停止請求
開示請求前置	なし	あり
手数料	規定あり	規定あり
罰則	○	○

2 行政機関情報公開法

1 目的

第1条

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

【ポイント】

情報公開法は、政府保有情報の開示請求権という意味で、まだ最高裁判例が出ていないこと、知る権利という言葉の理解についても、必ずしも一義的でないことから、目的規定に、国民の「知る権利」を明記していないが、それは、国民の「知る権利」を否定する趣旨ではない。

《過去問チェック》

- 地方自治体の情報公開条例は、通例、地方自治の本旨を、国の情報公開法は知る権利を、それぞれ目的規定に掲げている。(H25-54、× 国の情報公開法は知る権利を目的規定に掲げていない。)
- 情報公開法も公文書管理法も国民主権の理念にのっとっているが、公文書管理法は情報公開法とは異なり、歴史公文書等の保存、利用等の規律も設けていることから、現在のみならず将来の国民への説明責任を果たすことをその趣旨に含んでいる。(H27-54、○)
- 公文書管理法は、情報公開法と同様、行政機関による行政文書の管理、歴史公文書等の保存、利用等を定めているが、独立行政法人等の文書管理は定めていない。(H27-54、× 独立行政法人等の文書管理も定められている。)

2 定義

(1) 行政機関

第2条

1 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を

除く。)

- ③ 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- ④ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑤ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑥ 会計検査院

【ポイント】

対象となる行政機関は、国のすべての行政機関(会計検査院を含む。)である。

(2) 行政文書

- 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ① 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ② 公文書等の管理に関する法律第2条第7項に規定する特定歴史公文書等
 - ③ 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 開示

(1) 開示請求

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない(行政機関情報公開法4条1項)。

- ① 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ② 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(2) 内容

ア 原則-開示義務

行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のい

ずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない(行政機関情報公開法5条)。

イ 例外-不開示情報

① 個人に関する情報(5条1号)

【図表 個人に関する情報】

原則	例外
個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	① 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(公領域情報) ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報(公益上の義務的開示情報) ③ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(公務員情報)

② 法人情報(5条2号)

【図表 法人情報】

原則	例外
法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	① 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ② 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

③ 国の安全等に関する情報(5条3号)

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が



損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

④ 公共の安全等に関する情報(5条4号)

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

⑤ 審議・検討・協議に関する情報(5条5号)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑥ 事務・事業に関する情報(5条6号)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ウ 部分開示

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない(行政機関情報公開法6条)。

エ 公益上の理由による裁量的開示

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる(行政機関情報公開法7条)。

オ グローマー拒否

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる(行政機関情報公開法8条)。

カ 手数料

開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない(行政機関情報公開法16条1項)。手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない(行政機関情報公開法16条2項)。

なお、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる(行政機関情報公開法16条3項)。

《過去問チェック》

- 行政文書の開示請求権者については、国の場合は何人もとされているが、今日では、地方自治体の場合にも何人もとするところが多い。(H25-54、○)
- 行政機関情報公開法では、特定の個人を識別することができなくとも、公にすることにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるような情報が載っている行政文書は不開示となりうる。(H25-55、○)
- 開示請求手数料については、国の場合には有料であるが、地方自治体の開示請求では無料とする場合が多い。(H25-54、○)
- 情報公開法にも行政機関個人情報保護法にも、開示請求に対する存否応答拒否の制度が存在する。(H23-55、○)

4 不服申立て等

(1) 不開示決定等に対する救済制度

開示請求に対する不開示決定に対して、請求者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。この場合、原則として、不服申立てを審査する行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けた上で、不服申立てに対する決定をすることになる。

また、開示請求に対する不開示決定に対して、請求者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをせずに、不開示決定の取消訴訟を提起することもできる(自由選択主義)。

(2) 情報公開・個人情報保護審査会

ア 意義

情報公開・個人情報保護審査会とは、情報公開法の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に置かれた審査会をいう(情報公開・個人情報保護審査会設置法2条)。

イ 調査権限

① インカメラ審理

審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない(情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項・2項)。

なお、判例は、情報公開訴訟において、証拠調べとしてのインカメラ審理を行うことは、民事訴訟の基本原則に反するから、明文の規定がない限り、許されないとしている。

② ヴォーンインデックス

審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料(ヴォーンインデックス)を作成し、審査会に提出するよう求めることができる(情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項)。

《過去問チェック》

- 情報公開法及び行政機関個人情報保護法との関連で、開示決定等に関する不服申立てを調査審議する機関として、情報公開・個人情報保護審査会が設置されている。(H23-55、○)

【図表 行政機関個人情報保護法と行政機関情報公開法の比較】

		行政機関個人情報保護法	行政機関情報公開法
「個人情報」		モザイクアプローチ 容易性なし	モザイクアプローチ 容易性なし
請求対象		保有個人情報	行政文書
請求内容		①開示請求 ②訂正請求 ③利用停止請求	開示請求
開示	部分開示		○
	裁量的開示		○
	存否応答拒否		○
情報公開 個人情報保護審査会			○
罰則		○	×

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)